

○甲府市街路灯補助金交付要綱

昭和52年8月1日

社第1号

(目的)

第1 この要綱は、交通安全、防犯及び自然環境への配慮のため、自治会が支弁する道路、橋梁、公園その他公共の場所の照明の用に供する電灯（以下「街路灯」という。）の設置費及び街路灯電気料（以下電気料という。）、腐食し危険な街路灯（支柱を含む。）の撤去費及び補修費（以下「撤去費等」という。）並びに既設の街路灯をLED灯に交換する費用（以下「LED灯交換費」という。）に対して交付する補助金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助の対象)

第2 街路灯設置費、電気料及び撤去費等並びにLED灯交換費の補助対象は、次のとおりとする。

(1) 街路灯設置費の補助対象は、自治会が設置する街路灯で次のすべてに該当するものとする。

ア 街路灯はLED灯であること。

イ 電気供給約款に定める公衆街路灯Aの区分による公衆街路灯のうち10ワットまでの単価が適用になるもの。ただし、太陽光など自然エネルギーを利用した街路灯（以下「自然エネルギー消費型街路灯」という。）については、この限りではない。

ウ 原則として電力会社の電柱、電話会社の電話柱又は鉄ポールを使用し、自動点滅器を接続して設置したもの。

エ 設置する場所は、既存の街路灯と概ね30メートル以上の距離を有すること。ただし、見通しの悪い交差点、急な曲がり角、急な上り坂の頂上付近、その他防犯上特に必要と認められる箇所に設置する街路灯については、この限りではない。

(2) 電気料及び撤去費等の補助対象は、毎年4月1日現在で設置されている終夜点灯の街路灯で次のいずれかに該当するものとする。ただし、自然エネルギー消費型街路灯については、撤去費等のみを補助対象とする。

ア 自治会が保守管理を行い電気料を支弁しているもの

イ 自治会が電気料を支弁している商店街街路灯のうち、特に防犯の用に供していると市長が認めるもの

ウ ア及びイ以外の街路灯で自治会が電気料の支弁をしているもの

エ 自然エネルギー消費型街路灯で自治会が保守管理しているもの

(3) LED灯交換費の補助対象は、電気供給約款に定める公衆街路灯Aの区分による公衆街路灯のうち10ワットまでの単価が適用になるLED灯とする。ただし自然エネルギー消費型街路灯についてはこの限りではない。

(補助金の額)

第3 街路灯設置費の補助灯数は、予算の範囲内において一自治会につき同一年度に3灯までとし、補助金の額は次に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 既設の電柱等に街路灯を設置する場合 設置に要する経費の総額の2分の1に相当する額とする。ただし、1灯当たり14,000円を限度額とする。

(2) 街路灯柱を新設し街路灯を設置する場合 設置に要する経費の総額の2分の1に相当する額とする。ただし、1灯当たり28,000円を限度額とする。

2 電気料の補助金の額は、電気供給約款に基づく1契約口数につき、4月の電気使用量として支払った当該年5月の電気料の額のうち、電気供給約款に定める公衆街路灯Aの区分による10ワットまで、10ワットを超え20ワットまで、20ワットを超え40ワットまで、40ワットを超えるものについては40ワットまでの1灯当たりの月額電灯料金にそれぞれ1契約当たりの月額需要家料金と消費税を加算した額の10箇月分に相当する額とする。又、第2第2号のイによる商店街街路灯のうち、電気供給約款に定める公衆街路灯Aの区分に該当しないものについても同様の額とする。

3 撤去費の補助灯数は、予算の範囲内において一自治会につき同一年度2灯までとし、補助金の額は撤去に要する経費の総額の2分の1に相当する額とする。ただし、1灯当たり14,000円を限度額とする。

4 補修費の補助灯数は、予算の範囲内において一自治会につき同一年度2灯までとし、補助金の額は補修に要する経費の総額の2分の1に相当する額とする。ただし、1灯当たり7,000円を限度額とする。

- 5 LED灯交換費の補助灯数は、予算の範囲内において市長が認める数とし、補助金の額は交換に要する経費の総額の2分の1に相当する額とする。ただし、1灯当たり7,000円を限度額とする。

(補助金の交付申請)

第4 街路灯設置費の補助金の交付を受けようとする自治会長は、街路灯設置費補助金交付申請書(第1号様式)に関係書類を添えて提出しなければならない。

- 2 電気料の補助金の交付を受けようとする自治会長は、街路灯電気料補助金交付申請書(第2号様式。以下「申請書」という。)に4月の電気使用量として支払った当該年5月の電気料の支払いが確認できる書類、その他関係書類を添えて、地区自治会連合会会長を經由し、毎年度7月末日までに市長に提出する。

- 3 撤去費等の補助金の交付を受けようとする自治会長は、街路灯撤去費等補助金交付申請書(第3号様式)に関係書類を添えて提出しなければならない。

- 4 LED灯交換費の補助金の交付を受けようとする自治会長は、LED灯交換費補助金交付申請書(第4号様式)に関係書類を添えて提出しなければならない。この場合において、自治会長又は連合会長は、自治会の一部又は全部の申請をとりまとめることができるものとする。

(交付決定の通知)

第5 補助金の交付決定通知は、街路灯設置費補助金交付決定通知書(第5号様式)、街路灯電気料補助金交付決定通知書(第6号様式)、街路灯撤去費等補助金交付決定通知書(第7号様式)又はLED灯交換費補助金交付決定通知書(第8号様式)により行うものとする。

(実績報告書の提出)

第6 街路灯設置費又は撤去費等の補助金の交付決定を受けた自治会長及びLED灯交換費の補助金の交付決定を受けた自治会長は、街路灯の設置等が完了したときは、街路灯設置費、撤去費等及びLED灯交換費補助事業実績報告書(第9号様式)に関係書類を添えて提出しなければならない。

(補助金の交付)

第7 電気料の補助金については第4第2項の規定により提出された申請書及び関係書類を審査し毎年度9月末日までに、街路灯設置費、撤去費等及びLED灯交換費の補助金

については第6の規定により提出された実績報告書により実地調査のうえ、その都度補助金を交付するものとする。

(補助金交付の条件)

第8 この補助金の交付を受けた者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合

(仕入控除税額が0円の場合も含む)には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第10号様式)により速やかに市長へ報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があったときには、既に交付した補助金のうち消費税等仕入控除税額の全部または一部に相当する額について、その返還を命ずることができるものとする。

(補助金の額の特例)

第9 第3第2項の規定にかかわらず、第4第2項の規定による補助金の申請後、第3第2項に規定する4月の電気使用量として支払った当該年5月の電気料の額と比べて電気料が著しく上昇した場合等、市長が特に必要と認めた場合には、予算の範囲内で電気料の追加補助を行うことができる。この場合においては、第4第2項の規定により提出された申請書により追加補助する補助金の額を算出し、第5の規定を準用して行うこととする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和52年8月1日施行し、昭和52年4月1日から適用する。
- 2 昭和52年度分については、第4条中「7月末日」とあるのは「8月末日」に、第5条中「9月末日」とあるのは「10月末日」とする。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年9月30日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。